

県営幸田地区土地改良事業特別徴収金に関する事項

この土地改良事業の施工に係る地域内の土地につき、土地改良法第3条に規定する資格を有する者は、同法第113条の3第3項に基づく公告に係る当該事業の工事完了の日の属する年度の翌年度（その年度が到来する以前に知事が年度を指定する場合にあっては、当該指定に係る年度）から起算して8年を経過しない間に、当該土地改良事業の計画において予定された用途以外の用途に供するため所有権移転等をしたこと又は当該土地を自ら目的外用途に供したこととに伴い、この事業につき国から交付を受けた補助金を返還することになった場合には、同法第91条の2の規定に基づく特別徴収金を徴収される。